

加糖調製品は輸入申告の前に 調整金の納付 が必要となります

開始日（施行日）は決定次第お知らせします

TPP整備法が改正・成立したことにより、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）が改正され、**TPP11協定が発効したときから**加糖調製品（砂糖とココア粉やソルビトールなどを混合したもの）については、**輸入申告者等が税関への輸入申告の前に（独）農畜産業振興機構と売買手続**をし、調整金を納付していただく必要があります。

対象品目は？

砂糖が50%以上含まれる20品目が対象です。
（TPP加盟国を含むすべての国から輸入されるもの）

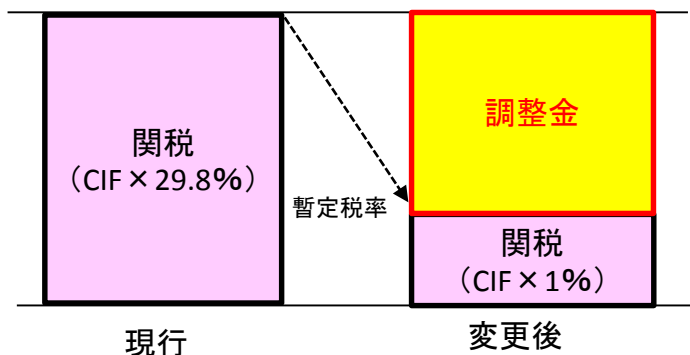
種類	統計品目番号（現行のHSコード）
ココア調製品 	1806.10-100 1806.20-111 1806.20-190 1806.32-211 1806.90-211
粉乳調製品 （乳成分30%未満） 	1901.90-219 2106.90-283 2106.90-284
調製した豆 （加糖あん等） 	2005.40-190 2005.51-190
コーヒー調製品 	2101.11-100 2101.12-110 2101.12-246
その他調製品 （ソルビトール調製品等） 	2101.20-246 2106.10-219 2106.90-251 2106.90-281 2106.90-282 2106.90-510 2106.90-590

負担額は変わるの？

現在の負担額と変わりません。

- 制度開始後は、関税と調整金の両方をご負担いただきます。
- 譲許税率と関税（暫定税率）の差額部分を、調整金として機構（alic）に納付します。
- 種類に応じて、譲許税率と関税は異なります。

（例：ココア調製品 1806.90-211） 譲許税率



[お問合せ先]

独立行政法人農畜産業振興機構 特産調整部

電話：03-3583-8775 / FAX：03-3583-8762

メール：alic-chosei01@alic.go.jp / URL：https://www.alic.go.jp

alic

検索

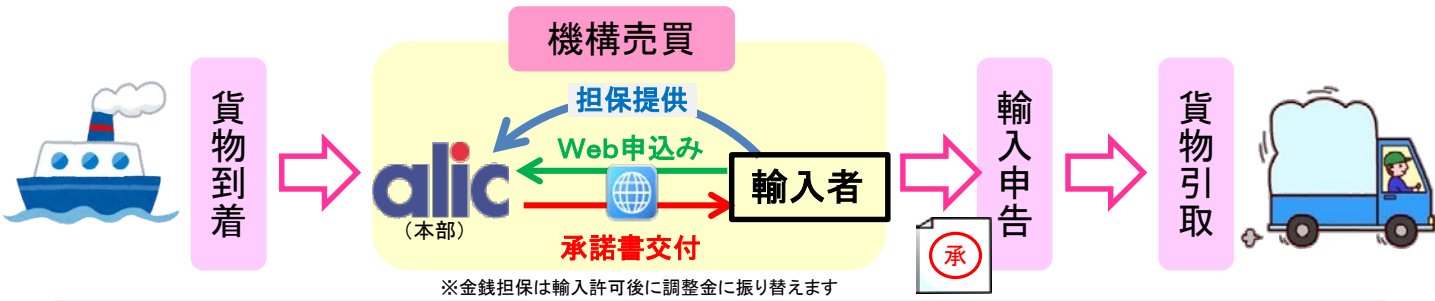


加糖調製品の機構売買（調整金の納付）とは？

輸入申告の前に

輸入申告者が

機構と書面上で同時に売り買いをし、その売買の差額を調整金として納付していただきます。



事前登録

業者登録は輸入申告者が自ら行う必要があります。

業者登録

会社情報等を登録していただき、機構から売買用Webサイトを利用するための固有のログインIDを通知します。

含糖率の登録

輸入する商品ごとの砂糖の含有率がわかる書類（成分表など）をあらかじめ提出していただくと、都度の機構売買手続きがスムーズになります。 * 調整金の価格計算に砂糖の含有率を利用します。

ステップ1

Webによる機構売買申込み

- ・輸入申告の内容を専用サイトで入力し申し込みます。
- ・通関業者がWeb入力を代行することも可能です。
- ・申込内容を確認できる添付書類を提出します。

ステップ2

輸入申告者が自ら行う必要があります。

担保の提供

- ・調整金相当額を担保として提供いただきます。
- ・一定期間分をまとめて提供いただくと、都度の機構売買手続きがスムーズになります。

ステップ3

承諾書の交付 → 輸入申告

- ・機構発行の承諾書（写し）が税関での輸入申告に必要となります。（関税法第70条の他法令証明）
- ・税関提出用の承諾書（写し）はメールで機構から通関業者へお送りできます。

ステップ4

輸入申告者が自ら行う必要があります。

調整金の納付

- ・輸入許可書（写し）を機構に提出します。
- ・納付通知書をお送りしますので、調整金を納付していただきます。（金銭担保を調整金に充当する場合、この手続は不要です。）

制度開始前に

Web申込みトライアルを実施します

- ・トライアルには、業者登録として「売買手続届出書」の提出が必要です。届出の後に、専用サイトのログインIDをお知らせします。
- ・トライアル期間にあらかじめ機構売買のWeb申込をお試しいただけます。
- ・トライアルの実施スケジュール、手続などは、決まり次第機構HP等でお知らせします。

URL : <https://www.alic.go.jp>

